

東京地方裁判所

令和6年（ミ）第13号 会社更生事件

会社更生法84条1項による  
調 査 報 告 書

令和7年1月20日

更生会社株式会社エヌシーガイドショップ

管財人 田中 信一郎



## 目 次

第1章 更生手続開始に至った事情	
第1節 会社の概要	1
第2節 会社の沿革	4
第3節 更生手続開始の申立てに至った経緯	4
第4節 更生手続開始申立から更生手続開始決定までの経緯	7
第2章 更生会社の業務及び財産に関する経過及び現状	
第1節 業務に関する経過と現状	8
第2節 財産に関する経過と現状	9
第3章 会社更生法第99条1項の規定による保全処分又は同法第100条1項 に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無	9
第4章 その他更生手続に関し必要な事項	
第1節 更生の必要性	9
第2節 更生の見込及び今後の課題	10

## 別 表

表1 貸借対照表（令和6年11月22日現在）

表2 損益計算書（令和6年4月1日～令和6年11月22日）

## 第1章 更生手続開始に至った事情

### 第1節 会社の概要

#### 1 概況

- (1) 会社の商号 株式会社エヌシーガイドショップ
- (2) 本店所在地 鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号
- (3) 設立年月日 昭和38年12月19日
- (4) 会社の目的
  - ①不動産の取得・所有・処分及び賃貸並びに管理利用
  - ②金銭の貸付
  - ③旅行斡旋事業
  - ④生命保険に関する募集業務・損害保険代理業及び自動車損害賠償責任保険代理業務
  - ⑤通信販売制の実施
  - ⑥月賦販売斡旋並びに各種集金受託業務の実施
  - ⑦食品・食材・衣料品・室内装飾品・貴金属製品・スポーツ用品・手芸用品  
・日用雑貨品などの贈答用品の売買
  - ⑧ホテル業・飲食店業
  - ⑨土木建築工事の設計・施工及び請負並びに監理業務
  - ⑩建物内外の保守管理並びに清掃業務
  - ⑪酒類・清涼飲料水及び食品の販売
  - ⑫質屋業
  - ⑬金券ショップの経営
  - ⑭飲食店業
  - ⑮古物商取引
  - ⑯事務機を始めとする各種機材・物品・車両レンタル・リース及び仲介
  - ⑰一般廃棄物・産業廃棄物の運搬業務

⑱買物等の家事一般の支援代行及び一般事務の業務代行サービス

⑲リフォーム・ビル管理業務

⑳建物及び付帯設備などの清掃・修理・交換・販売業務

㉑学習塾・パソコン教室・マッサージ施術・美容・フィットネス等の運営及び経営

㉒保証業務

㉓前各号に附帯する一切の業務

(5) 主たる事業 ショッピング業務及びキャッシング業務

(6) 資 本 金 5 0 0 0 万円

(7) 株 式 発行済株式総数は 1 0 5 万 9 4 9 5 株

(8) 株主構成

A種株式 5 5 5, 7 7 7 株

B種優先株式 1 3 0, 0 0 0 株

C種優先株式 3 7 0, 0 0 0 株

D種優先株式 2, 5 5 0 株

E種優先株式 7 5 0 株

F種優先株式 4 1 8 株

※A種株式以外には原則、株主総会における議決権無し

(9) 役員構成 以下のとおりである（令和7年1月現在）。

(役 職)

(氏 名)

代表取締役 田 中 信一郎（管財人）

取 締 役 福 留 真 司

取 締 役 竹 田 昌 浩

監 査 役 本 村 勝

(10) 本社・事業所

本店所在地は、鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号。

支店登記はなし。

なお、更生会社の行う不動産賃貸業に係る所有（賃貸）不動産は以下のとおりである。

- ① NCサンプラザビル  
所在地：鹿児島県鹿児島市東千石町2-30
- ② ガイドショップ会館  
所在地：鹿児島県鹿児島市東千石町18-15
- ③ NC川内SC  
所在地：鹿児島県薩摩川内市向田本町12-1
- ④ NC始良SC  
所在地：鹿児島県始良市宮島町56-27
- ⑤ NC国分SC  
所在地：鹿児島県霧島市国分中央3-36-10
- ⑥ NC大口SC（現状は遊休不動産）  
所在地：鹿児島県伊佐市大口里字本町1989-8

(11) 組織及び労務

会社組織図記載のとおりである。

(12) 労働組合

労働組合は組成されていない。

過半数代表者

〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町2番30号  
株式会社エヌシーガイドショップ 営業推進室

(13) 監督官庁

- ① 鹿児島県（貸金業）  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
男女共同参画局 暮らし共生協働課 消費者行政推進室
- ② 経済産業省 九州経済産業局（割賦販売業）  
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1  
福岡合同庁舎（本館6階、7階） 産業部消費経済課

2 子会社・関連会社

サニープラザ株式会社

所 在：鹿児島市東千石町2番30号

代 表 者：新福 省一

資本関係：同社が更生会社の株式を22万2450株保有している。一方、更生会社が同社株式を5株(発行済株式総数60株、8.3%)保有している。なお、更生会社代表者は同社株式を別個に6株(10.0%)保有している。

## 第2節 会社の沿革

昭和27年	12月	協同組合鹿児島ガイドショップ会設立(その後に解散)
	12月	子会社、株式会社鹿児島ガイドショップを設立
昭和40年	12月	ガイドショップ会館落成
昭和41年	6月	不動産、観光斡旋事業開始
昭和58年	3月	割賦販売業登録
昭和59年	2月	株式会社鹿児島ガイドショップを株式会社エヌシーガイドショップへ名称変更
昭和59年	2月	貸金業登録
	4月	クレジット部門他、全ての営業部門を株式会社エヌシーガイドショップへ移行
平成6年	1月	JCB・VISAとカード提携、国際ブランド取扱開始
	8月	提携先ATM入金業務(ゆうちょ銀行・セブン銀行)取扱開始
平成22年	5月	包括信用購入あっせん業者登録
平成31年	2月	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録
令和1年	10月	キャッシュレス決済事業者登録

## 第3節 更生手続開始の申立てに至った経緯

### 1 内的要因

#### (1) 過払金請求の発生

更生会社の営む消費者金融(キャッシング)事業(以下「キャッシング事業」という。)については、平成18年1月13日のグレーゾーン金利

に係る最高裁判決以降、更生会社においても多数の過払金返還請求を受けるに至った。そのため、更生会社においては多額の資金流出が生じ、財務状況の悪化を招くこととなった。

そこで、更生会社においては、金融機関との間で、平成18年以降、私的整理を継続し、新規融資の他、DDSやDESを用いて、貸金業法上の純資産要件（貸金業法第6条1項14号、同条3項）の充足に支障を来たさぬように進めていた。

しかしながら、現在に至っても、なお、潜在的な過払債権者は、消滅時効完成者を除き9千名近くいるものと想定され、また、令和元年以降、一定程度沈静化をしていた過払金請求が、当該請求に係る広告の再激化等により、再度激増することとなり、直近時点において、大幅な財務状況の悪化を招いている。令和6年3月期には、簿価上の純資産額が▲187百万円と大幅な債務超過となり、貸金業法上の純資産要件（基準額5000万円、貸金業法第6条第3項）を充足しておらず、貸金業登録の取消処分（貸金業法第24条の6の4第1項第1号）を回避できない事態に陥っている。そして、当該取消処分を受けると、いわゆる「みなし貸金業者」として、残貸付の一定の回収のみが行え、新たな貸出などは行えなくなり、このままでは当該事業の継続が不可能となる見込みである。また、同様に割賦購入斡旋（ショッピング）事業（以下「ショッピング事業」という。）についても、割賦販売法上の純資産要件（資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額、割賦販売法第33条の2第1項第4号）を充足しておらず、割賦販売業登録の取消処分（割賦販売法第34条の2第2項第2号）も不可避の状態にあり、このままでは当該事業の継続は不可能となる見込みである。

## （2）新型コロナウイルス感染症の流行

また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、大幅な経済活動の停滞による未曾有の経済危機が生じたことにより、キャッシング事業やショッピング事業を主とする更生会社においても、極めて大きな影響が生じ、財務状況の悪化を招くこととなった。

## 2 外的要因

### (1) 県外資本の流入

更生会社において発行している「NCカード」は、鹿児島県内で随一の会員数を有しているものであるところ、近年は、全国的に展開をしているクレジットカードが県内にも多数流通するようになり、更生会社においては、NCカードの会員数や会員による利用状況が減少しつつある傾向にある。そのため、こうした事情が、更生会社の収益状況を悪化させてしまっているものである。

### (2) 不動産の老朽化

更生会社は、不動産賃貸事業を営んでいるところ、保有不動産の多くは既に築40年を経過しており、老朽化が生じている。そのため、不動産の修繕等の維持管理コストが、年々増加をしていっている上、老朽化により一部使用が出来ない不動産も発生してきており、収益も減少傾向にある状況となってしまっている。

## 3 窮境要因を踏まえたスポンサー探索と法的整理手続の必要性

上記のとおり、更生会社には、極めて多額の過払金債権が潜在的に存在し、現時点でも当該請求を受け続けており、当該過払金債権の整理が必要であること、また外的要因による収益悪化が生じていることなどから、独力での業績改善が困難と見込まれたため、更生会社は、本申立以前より、金融機関債権者を対象とした私的整理手続を進め、当該手続において更生会社の支援可能なスポンサー候補の探索を行っていた。

そうした中、更生会社のスポンサー候補たる株式会社NCカード（本店所在地：帯広市西5条南14丁目5番地、代表取締役：所紀夫。以下「本件スポンサー候補」という。）が支援意向を表明したものである。なお、これまで、金融機関債権者に対してスポンサー候補の紹介要請などを行っていたものの、本更生手続の開始後を含め、本件スポンサー候補以外に他のスポンサー候補は現れていない。

また、前記のとおり更生会社においては、極めて多数の過払金債権者が存在するところ、私的整理手続では多数の過払金債権者を対象債権者に加える

ことはできないことから、法的整理手続において過剰な負債を整理する必要があった。

以上の点を踏まえ、裁判所の許可の下、本件スポンサー候補に対する更生会社事業の計画外事業譲渡（会社更生法（以下「法」という。）第46条第2項）により、事業再建を図っていくとの方針の下、令和6年11月18日、本更生手続の開始の申立に至ったものである。

#### 第4節 更生手続開始申立から更生手続開始決定までの経緯

- 1 令和6年11月18日の本更生手続開始の申立の他、監督命令及び調査命令の各申立を行い、同日、東京地方裁判所より、監督命令が発令され、監督委員兼調査委員として、岡伸浩弁護士（以下「監督委員兼調査委員」という。）が選任された。なお、監督委員兼調査委員補助者として板橋喜彦弁護士、近藤元樹弁護士、齊藤くみ子弁護士が選任され、また、財務面の調査は北澤繁公認会計士に委嘱されている。そして、監督委員兼調査委員において、更生手続開始の申立に係る開始前会社の調査を実施し、令和6年11月21日付けで調査報告書が提出されている。
- 2 また、開始前会社は、本更生手続開始の申立後、同月19日に主要債権者たる金融機関債権者への説明会を実施した他、随時、取引先への説明や、本件スポンサー候補との交渉等を進めた。
- 3 上記を踏まえ、令和6年11月22日午後5時、東京地方裁判所より、更生手続開始決定がなされ、以下の要件を充足するものとして、更生会社の代表者であった田中信一郎が管財人に選任された。
  - ① 現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと
  - ② 主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと
  - ③ スポンサーとなるべき者がいる場合には、その了解があること
  - ④ 現経営陣の経営関与によって更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと

なお、管財人により、法律家アドバイザーとして、弁護士縣俊介、同松尾幸太郎、同名藤朝気、同小松良匡、同村松遼が選任されている。また、調査委員としては、同日付けで、引き続き、岡伸浩弁護士が選任されている。

## 第2章 更生会社の業務及び財産に関する経過及び現状

### 第1節 業務に関する経過と現状

#### 1 業務全般について

更生手続開始後もキャッシング事業及びショッピング事業を中心に特段の支障なく継続している。

#### 2 業務管理体制

更生手続開始後も、管財人の下、手続前と同様の管理を行っている。

#### 3 売上の状況

更生手続開始による売上への特段の影響は生じていない。

#### 4 施設管理

この点に関して新たな問題は生じていない。

#### 5 人事・労務

更生手続開始後、従業員の変動は生じておらず、更生会社の業務に特段の支障は生じていない。なお、更生会社に労働組合は存在しない。

#### 6 財産評定

更生手続開始決定時の財産の価額の評定については、管財人より公認会計士（東京ライジング総合会計事務所 石崎秀明公認会計士・税理士及び税理士法人エムズ会計 森本鉄平公認会計士・税理士）に委嘱の上、準備を進めており、本日付けで提出がなされている。また、不動産鑑定については、別途、不動産鑑定士（株式会社森本不動産鑑定所 森本好典不動産鑑定士）に委嘱している。

#### 7 スポンサー選定

更生手続開始後も引き続き本件スポンサー候補との間でスポンサー支援条件等に関する協議を継続しており、当該協議において、特段支障となる事

態は生じていない。

## 第2節 財産に関する経過と現状

### 1 資金繰り状況

資金繰り状況も特段の問題点はなく、順調に推移している。

### 2 財産処分等

財産の処分等に関して、特に財産・備品等の処分は行っていない。

### 3 更生会社の財産状況

令和6年11月22日時点において、財産評定を行った結果の財産状況は、概要として、別表1に記載する「貸借対照表【開始決定日（令和6年11月22日）現在】」のとおりである。

更生会社の事業年度は4月1日から翌年3月末日までであるところ、令和6年4月1日から開始決定日（令和6年11月22日）までの損益の状況は別表2に記載する「損益計算書【令和6年4月1日から令和6年11月22日まで】」のとおりである。

第3章 会社更生法第99条1項の規定による保全処分又は同法第100条1項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無  
これまでのところ、確認されていない。

## 第4章 その他更生手続に関し必要な事項

### 第1節 更生の必要性

更生会社は、前記のとおり、主としてショッピング事業及びキャッシング事業を行うものであるところ、仮に更生会社が破産した場合、更生会社が買掛金債務を負担する多数の加盟店に多大な損失を生じさせるものであり、場合により連鎖的な倒産を引き起こし（一方、本更生手続においては、裁判所の許可の下、加盟店を含む一般商取引先への支払を継続することが出来ている。）、また、極めて多数のカード会員に対しても、大きな混乱を生じさせ、鹿児島県の地域経済に深

刻な被害が生じ得るものである。加えて、更生会社に所属する33名の従業員も失職をすることとなり、当該従業員及びその家族の経済生活にも重大な悪影響が生じる。

一方、更生会社の再建を図ることで、上記の被害や悪影響が生じることを防止し、金融機関債権者や過払金債権者を含む更生債権者等に対して、経済的合理性も有する更生計画案を策定できるものと考えられる。

以上の次第であるから、更生会社の更生の必要性は極めて高いものと思料する。

## 第2節 更生の見込及び今後の課題

### 1 更生の見通し

本更生手続開始決定後、更生会社の業務の遂行に特段支障は生じておらず、事業継続が危ぶまれるような事態は生じていない。

また、本件スポンサー候補に対する更生会社事業の計画外事業譲渡（法第46条第2項）についても、本件スポンサー候補との間で契約締結に向けた協議を重ねているところ、現時点において、契約締結に向け特段支障となる事態は生じていない。また、更生担保権者とも、本件スポンサー候補に対する計画外事業譲渡に伴う担保変換手続を前提とした更生担保権に係る協議を進めており、現時点では、特段異論等が生じているものではない。その他現時点において、本件スポンサー候補への計画外事業譲渡に関して、債権者から異論等が生じているものではなく、他のスポンサー候補が現れているものでもない。

以上のため、本件は、裁判所の許可の下、本件スポンサー候補に対する更生会社事業の計画外事業譲渡（法第46条第2項）により、本件スポンサー候補から、早急に適切な支援を受けることで事業の更生を図り、併せて、衡平かつ公正であり、合理的かつ実現可能な更生計画を策定できるものと思料される。

### 2 今後の対応方針

今後、本件スポンサー候補との間でスポンサー契約を締結し、計画外事業

譲渡の手続を経て、更生会社の事業の再建を確実なものにするとともに、公正妥当な財産評定と債権調査、及び金融機関、過払債権者等の更生債権者その他の利害関係人との調整を行い、更生計画案を立案する所存である。

以上

## 貸借対照表

(令和6年11月22日現在)

更生会社 株式会社エヌシーガイドショップ

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,471,192,160</b>	<b>共益債権</b>	<b>18,529,501</b>
現金及び預金	549,859,614	<b>流動負債</b>	<b>104,917</b>
売掛金	560,623,501	預り金	104,917
貯蔵品	3,684,154	<b>固定負債</b>	<b>18,424,584</b>
未収金	22,131,057	退職給付引当金	18,424,584
未収取扱手数料	5,189,271	<b>更生債権等</b>	<b>17,051,008,046</b>
前払費用	11,126,036	更生担保権	1,006,053,501
仮払金	318,578,527	優先的更生債権	7,267,020
<b>固定資産</b>	<b>498,116,392</b>	一般更生債権(弁済禁止対象外)(注1)	255,156,180
<b>有形固定資産</b>	<b>455,466,577</b>	一般更生債権	15,782,531,345
建物	20,360,000	<b>負債合計</b>	<b>17,069,537,547</b>
建物附属設備	389,899	<b>純資産の部</b>	
車両運搬具	737,515	<b>株主資本</b>	<b>△ 15,100,228,995</b>
器具及び備品	8,909,163	<b>資本金</b>	<b>50,000,000</b>
土地	425,070,000	<b>資本剰余金</b>	<b>1,128,423,174</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>18,592,145</b>	資本準備金	761,400
ソフトウェア	18,571,145	その他資本剰余金	1,127,661,774
電話加入権	21,000	<b>利益剰余金</b>	<b>△ 16,278,652,169</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,057,670</b>	その他利益剰余金	△ 16,278,652,169
投資有価証券	5,201,478	<b>純資産合計</b>	<b>△ 15,100,228,995</b>
出資金	11,524,300	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,969,308,552</b>
長期前払費用	2,344,892		
差入保証金	150,000		
長期貸付金	4,837,000		
<b>資産合計</b>	<b>1,969,308,552</b>		

(注1) 更生法47条5項後段に基づく弁済である。

## 損益計算書

自 令和06年04月 1日  
至 令和06年11月22日

(株)エヌシーガイドショップ

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		
幹 旋 収 益	143,395,508	
金 融 収 益	72,786,767	
ATM そ の 他 営 業 収 入	3,292,803	
不 動 産 賃 貸 収 益	62,255,236	281,730,314
売 上 原 価		0
売 上 総 利 益		281,730,314
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
役 員 報 酬	14,840,000	
給 料 手 当 等	43,015,470	
カ ー ド 発 行 費	13,521,656	
販 売 促 進 費	18,241,310	
通 信 費	23,643,045	
電 算 費	49,384,043	
水 道 光 熱 費	11,941,607	
会 館 管 理 費	12,134,647	
支 払 手 数 料	56,687,199	
支 払 利 息	46,319,109	
公 租 公 課	30,036,279	
減 価 償 却 費	13,039,143	
そ の 他 費 用	58,236,331	391,039,839
営 業 利 益		△ 109,309,525
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	271,730	
雑 収 入	10,859,542	11,131,272
営 業 外 費 用		
雑 損 失	1,743,857	1,743,857
経 常 利 益		△ 99,922,110
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,156,005	
貸 倒 損 失	13,768,945	
利 息 返 還 損 失	87,941,523	
遅 延 損 害 金 等	2,360,671	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,922,143,921	
財 産 評 価 減 引 当 金 繰 入 額	1,265,587,519	
過 払 金 債 務 繰 入 額	11,516,431,112	14,812,389,696
税 引 前 当 期 純 利 益		△ 14,912,311,806
法 人 税 等		217,148
当 期 純 利 益		△ 14,912,528,954